南越前町　森林整備計画変更計画書

自　令和　３年４月　１日

　　　　　　　計画期間

至　令和１３年３月３１日

令和５年３月

福井県

南条郡南越前町

計画変更の理由

１　変更理由

　森林法第１０条の６第２項の規定に基づき、南越前町森林整備計画の一部を変更する。

２　変更始期

令和５年４月１日から適用する。

３　変更項目

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第２ 造林に関する事項

２ 天然更新に関する事項

第３ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

２ 保育の種類別の標準的な方法

第７ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

３ 作業路網の整備に関する事項

目　　次

ページ

Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　　　 　　　　　　　Ｐ１

１ 南越前町における森林整備の現状と課題

２ 森林整備の基本方針

３ 森林施業の合理化に関する基本方針

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）　　　　　　Ｐ５

１ 樹種別の立木の標準伐期齢

２ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

３ その他必要な事項

第２ 造林に関する事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ７

１ 人工造林に関する事項

２ 天然更新に関する事項

３ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

４ 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

５ その他必要な事項

第３ 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ１１

１ 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

２ 保育の種類別の標準的な方法

３ その他必要な事項

第４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項　　　　　　　　　　　　　　Ｐ１３

１ 公益的機能別施業森林の区域および当該区域における施業の方法

２ 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および

当該区域内における施業の方法

３ その他必要な事項

第５ 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項　　　　Ｐ３０

１ 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

２ 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

３ 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

４ 森林経営管理制度の活用に関する事項

５ その他必要な事項

第６ 森林施業の共同化の促進に関する事項　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ３１

１ 森林施業の共同化の促進に関する方針

２ 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

３ 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

４ その他必要な事項

第７ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　　　　Ｐ３３

１ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事

　項

２ 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

３ 作業路網の整備に関する事項

４ その他必要な事項

第８ その他必要な事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ３６

１ 林業に従事する者の養成および確保に関する事項

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

３ 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項 　　Ｐ３７

　１　鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法

　２　その他必要な事項

第２　森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　Ｐ３９

１ 森林病害虫等の駆除または予防の方法~~等~~

２ 鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

３ 林野火災の予防の方法

４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

５ その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ４１

１ 保健機能森林の区域

２ 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する

事項

３ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

４ その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｐ４２

１ 森林経営計画の作成に関する事項

２ 生活環境の整備に関する事項

３ 森林整備を通じた地域振興に関する事項

４ 森林の総合利用の推進に関する事項

５ 住民参加による森林の整備に関する事項

６ 針広混交林化に関する事項

７ その他必要な事項

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　南越前町における森林整備の現状と課題

本町は､日本海に面し、福井県のほぼ中央、嶺北地域の南端に位置し、越前市と接する福井平野の南端部、池田町、岐阜県、滋賀県、敦賀市と接する日野川上流の山間部と越前町、敦賀市と接する日本海沿岸の海岸部からなり、中央部を日野川が北流し､それに沿ってＪＲ北陸本線、国道３６５号､北陸自動車道が南北に縦断している。

本町の総面積は34,369haであり、林野面積は31,453haで総面積の91.5%を占めている。民有林面積は24,922haで、その内スギを主体とした人工林の面積は8,882haで、人工林率は35.6%となっている。その中で、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されておらず、「育てる林業」から木を伐って使う「儲ける・稼げる林業」へと変えていく必要がある。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生活活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、さらには大径木の広葉樹が成育する天然生林まで多種多様な構成となっており、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっている中で、以下のような課題がある。

（１）35年生以下のスギの人工林が多く、森林の持つ公益的機能も求められていることから、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

（２）森林レクリエーション等保健機能の高い広葉樹林帯については、森林とのふれあいの場として利活用が期待されている。

（３）木材の有効利用を図る計画的な路網整備を行うことにより、林内整備を図ることが必要である。

２　森林整備の基本方針

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、森林資源の現況や路網の整備、社会的要請などを総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、南越前町内の森林を「木材生産機能林」、「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」の５つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する７つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

ア　水源養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ　快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ　保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

オ　文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

カ　生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林など

キ　木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている７つの多面的機能を重複する機能に応じて水源養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向を下記のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 水源養機能林  山地災害防止機能林 | 生活環境保全機能林  保健文化機能林 | 木材生産機能林 |
| ○基本方向 | ・高齢級の森林への誘導および伐採に伴う裸地面積の縮小・分散 | ・自然環境等の保全・創出 | ・効率的・効果的な木材資源の活用 |
| ○主な施業と誘導方向  　（育成単層林） | ・針葉樹単層林（緩傾斜、高 生長量）は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本と した単層状態の森林として育成・管理 | ・針葉樹単層林（里山等の緩 傾斜、高生長量）は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理 | ・針葉樹単層林(緩傾斜、高成長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理 |
| （育成複層林） | ・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導  ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理 | ・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導 | ・針葉樹単層林は、群状・帯 状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導  ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導 |
| （天然生林） | ・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助や植栽など適切に保全・管理 | ・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、すぐれた 自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図る など適切に保全・管理 | ・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理 |

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全の森」、と木材生産機能の発揮を主目的とした「資源循環の森」に大別することとし、

ア　育成単層林における保育・間伐および主伐・再造林の積極的な推進

イ　人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備

ウ　天然生林の適正な保全・管理

エ　保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進

オ　森林病害虫・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

環境保全の森および資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係は次のとおりとし、その区域を参考図として図示する。

ア　環境保全の森

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林

○発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

イ　資源循環の森

○木材の持続的な生産を主目的とする次の基準(目安)をすべて満たす人工林

　　　　・標高800ｍ未満（スギの場合。樹種により異なる。）

　　　　・傾斜35度未満

　　　　・林道からの距離500ｍ未満

　　　　・普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

　　　　※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林は「資源循環の森」と　　　　　していく。

　（参考）各区分の区域の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 発揮を期待する機能に  応じた森林  （公益的機能等森林） | 森林の有する機能 |
| 環境保全  の森 | ・木材生産機能林 | ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 |
| ・水源養機能林 | ・主として水源養機能の維持発揮を図る森林 |
| ・山地災害防止機能林 | ・主として山地災害防止／土壌保全機能の維持発揮を図る森林 |
| ・生活環境保全機能林 | ・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林 |
| ・保健文化機能林 | ・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林  ・主として文化機能の維持発揮を図る森林  ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林 |
| 資源循環  の森 | ― | ・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林  （必要に応じ公益的機能の確保に留意する。） |

３　森林施業の合理化に関する基本方針

本町に森林を有する県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進および木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

　標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下記のとおりである。

　標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるためのものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の立地条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断する。なお、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹　　　　種 | | | | |
| ス　ギ | ヒノキ | マ　ツ | ﾌﾞﾅ･ﾐｽﾞﾅﾗ | その他広葉樹 |
| 40年生 | 45年生 | 40年生 | 65年生 | 25年生 |

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

　立木を伐採（主伐）する場合においては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する多面的機能の維持増進を基本とし、次に示す施業の方法に従って適切に行なうものとする。

（１）育成単層林施業

　育成単層林施業については、標高が概ね900ｍ以下の人工林、概ね30年生以下のクヌギ、コナラなどからなる単層林および人工造林によって高い林地生産力が期待される林地、また、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行なうことが適当である天然生林等を対象として、下記に示す育成単層林施業の標準的な方法に従って実施する。

ア　主伐にあたっては、自然的条件および公益的機能の確保を考慮し、1箇所当りの伐採面積は、概ね20ha以内とするとともに、伐採箇所についても努めて分散するものとする。林地の保全、風致の維持などの観点から、特に尾根筋、河川沿い、公道および林道周辺では片側20m程度を保護樹林帯として設置するものとする。その他の地区については、必要に応じて設置するものとする。

イ　主伐時期については、胸高直径がおおむね下表に掲げる値となる時期を目安とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 樹　　種 | 生産目標 | 期待胸高直径(ｃｍ) |
| ス ギ | 小丸太  一般建築材 | ３４ |
| 一般建築材  心去造作材 | ４０ |
| ヒノキ | 心持材  造作材 | ３１ |

ウ　皆伐後に天然更新を行う場合には、1箇所当りの伐採面積および伐採箇所はアに準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存などについて配慮し、萌芽更新の場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとする。

（２）育成複層林施業

　育成複層林施業について、下層木として植栽木や天然更新した広葉樹などが生育している人工林、ナラ類からなる天然林などであって、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する諸機能の維持増進が図られる森林を対象として、次に示す育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

ア　主伐に当っては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえて森林を構成している樹種、林分構造などを勘案して選木を行うものとする。

イ　択伐は、伐採に当たって、適正な蓄積が維持される繰り返し期間および択伐率（支障木を含めて）50％以内とするものとする。

ウ　帯状伐採などによる場合は、母樹の配置、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

（３）天然生林施業

　天然生林施業については、野生生物の生息地周辺、尾根筋や沢筋などであって、かつ天然力を活用することで維持される天然生林を対象とし、現地の状況に応じ、天然下種更新法や地かき処理といった更新補助作業を行うものとする。1箇所当りの伐採面積および伐採箇所は、育成単層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

３　その他必要な事項

　特になし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

（１）人工造林の対象樹種

　人工造林および天然更新の対象樹種は、次項の２（１）に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは、斜面中～上部を基本として選定するとともに、無花粉・少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木や本町の気候に適した特定苗木などの成長に優れた苗木が普及した際は、それらの利用に努めるものとする。

　なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、丹南農林総合事務所林業普及指導員または本町担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な方法

　植栽本数は、下記に示す本数を標準として決定する。

　なお、次の事項に該当する場合はあらかじめ丹南農林総合事務所林業普及指導員または当町担当部局とも相談のうえ､適切な植栽本数を判断するものとする。

（ア）定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合

（イ）針広混交林を造成する場合などで定められた標準的な植栽本数の範囲未満で植栽しようとする場合 人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 樹　　種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽方法 |
|  |  | （本/ha） |
| ス　ギ | 中仕立て | 2,300 ～ 2,500 |
| ヒノキ | 〃 | 2,300 ～ 2,500 |
| 広葉樹 | 〃 | 2,500 ～ 10,000 |

　　なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、目的の応じた適切な本数とするものとする。

この際、低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、１ヘクタール当たり2,000～2,300本のより低コストな植栽を検討するものとする。

イ　その他人工造林の標準的な方法

　人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

その他人工林の標準的な方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 標準的な方法 |
| 地拵えの方法 | 等高線沿いに堆積する全刈り筋置きを原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 長方形植えまたは三角植えとし、植付けは丁寧植えとする。 |
| 植栽の時期 | 10月から11月の秋植えまたは4月の春植えとする。 |

ウ　その他

　木材の持続的な生産を主目的として資源循環の森については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一環作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

　伐採跡地の更新は、次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採跡地の更新すべき期間 | 森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止する観点から、原則として、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年を越えないものとする。 |

　　※植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

**２　天然更新に関する事項**

　天然更新については、前生稚樹の成育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林について行う。

（１）　天然更新の対象樹種

　天然更新の樹種の選定に当たっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改正）に例示されている高木性の在来樹種とする。なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採および帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 天然更新の対象樹種 | | 高木性の在来樹種全般 |
|  | 萌芽による更新が可能な樹種 | イヌシデ、コナラ、クリ、ケヤキ、タブノキ等 |
|

（２）天然更新補助作業の標準的な方法

　萌芽更新については、伐採後５年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる５年目頃に、根または地際部から発生している萌芽を１株当たりの仕立て本数３本～５本を目安として、芽かきを行うこととする。

　天然下種更新については、笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこととする。また、発生した稚幼樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植込みを行うことで天然下種更新を確実に行うよう努めることとする。

　天然更新による対象樹種の期待成立本数および、標準的な天然更新補助作業の標準的な方法は次表に示すとおりとする。

※1　天然下種更新：天然下種とは、母樹等から飛散した種子を作業対象地に着床させ発芽・成長させることにより更新を期待する作業。

※2　萌芽更新：育成しようとする樹木を伐採し、その根株からの萌芽を促して育成しようとする樹木を成立させるために行うもの。

ア　天然更新対象樹種の期待成立本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹　種 | 期待成立本数 |
| 高木性の在来樹種全般 | １０，０００本／ｈａ |

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 標準的な方法 |
| 地表処理 | 笹や粗腐食の堆積により、更新が阻害されている箇所については、かき起し等を行い、種子の定着および発育の促進を図るものとする。 |
| 刈り出し | 稚樹の生育が笹などの下層植生によって阻害される箇所については、稚樹の周囲を刈り払い、成長促進を図るものとする。 |
| 植え込み | 更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当り3～5本残すものとし、それ以外のものをかきとる。 |

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

　天然更新によるものについては、原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年を越えないものとする。天然更新の完了確認は、福井県天然更新完了基準（平成27年10月改定）に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植え込みまたは追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

　種子を供給する母樹が存しない森林や、天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林については、天然更新ではなく人工造林により確実に更新を行うこととする。原則として、下表に掲げる森林について、皆伐後必ず植栽を行うものとする。

1. 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、第４の１の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものが除くものとする。

　　　（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の区域 | 備　　　　　　考 |
| 南条地区  １～62林班  今庄地区  63～385林班  河野地区  386～480林班 | 上記（1）の基準に照らし、天然更新が期待できない森林に限る。 |

４　森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

　森林法第10条の9第4項の伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

（１）造林に係る対象樹種

ア　人工造林の場合　１の（１）による。

イ　天然更新の場合　２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

　２の（２）のア　天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

５　その他必要な事項

　特になし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準

　間伐および保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。しかしながら、間伐および保育が十分に実施されていない状況にあることから、間伐および保育作業について適切な時期および方法により実施されるよう、計画的かつ積極的に推進することとする。

１　間伐を実施すべき標準的な林齡および間伐の標準的な方法

　間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、目的に応じた時期や回数とするものとする。

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹 種 | 施業 | 植裁本数 | 間伐を実施すべき標準的な林齢(年) | | | | | | 標準的な方法 | | 備　考 |
| 体系 | (本/ha) | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 | 時 期 | 間伐率 |
| スギ | 中仕立て | 2,300～  2,500 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 45 | １回目  ２回目  ３回目  ４回目  ５回目  ６回目 | 10%  14%  17%  27%  27%  25% | 間伐木の選定は、林分構造の適主として左記の間伐率を目標とする。 |
| ヒノキ | 中仕立て | 2,300～  2,500 | 15 | 20 | 25 | 30 | 35 | 45 |

　　　　※材積に係る間伐率は35％以下とする。

　林分の生育状況により判断するが、次の表を参考に決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 標準伐期齢未満（人工植栽によるもので樹種を問わない） | おおむね１０年 |
| 標準伐期齢以上（人工植栽によるもので樹種を問わない） | おおむね１５年 |

２　保育の種類別の標準的な方法

　　　保育は次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

　　　保育の作業種別の標準的な方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保育種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢および回数 | | | | | | | |  |  |
| １  回 | ２  回 | ３  回 | ４  回 | ５  回 | ６  回 | ７  回 | ８  回 | 標　準　的　な　方　法 | |
| 根踏み | スギ  ヒノキ | ２年 |  |  |  |  |  |  |  | 融雪直後に植栽の根元に、土をかけてよく踏み固める。 | |
| 下　刈 | スギ  ヒノキ | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | ７年 | ８年 |  | 植栽の翌年から年１回を原則とし、雑草繁茂の著しい所は、２回刈りを実施する。１回刈りは７～８月、２回刈りは一回目６月、２回目８月を基準とする。  ※４回目以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施 | |
| 雪起こし | スギ  ヒノキ | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | ７年 | ８年 | ９年 | 10年 | ３年目から、融雪後直ちに実施する。 | |
| 除　伐 | スギ  ヒノキ | 13年 | 18年 |  |  |  |  |  |  | １３年目から、間伐までの間に造林木の生育が阻害されている箇所、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、１０月頃を目安とする。 | |
| 枝打ち | スギ  ヒノキ | 13年 | 17年 | 25年 | 30年 |  |  |  |  | １３年目から、４回程度実施する。病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。  実施時期は、樹木の成長休止期の１２月下旬～３月上旬頃とする。 | |
| つる切り | スギ  ヒノキ | 10年 | 18年 |  |  |  |  |  |  | 下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、８～１０月頃を目安とする。 | |

３　その他必要な事項

　　　特になし

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

　公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林であり、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林の区域の基準に基づき、第1の2に示す森林の区分のうち「水土保全林」および「森林と人との共生林」に区分して区域を定めるものとする。

　なお、公益的機能別施業森林（「水土保全林」および「森林と人との共生林」）以外の森林の区域が、第1の2に示す森林の区分のうち「資源の循環利用林」の区域に該当する。

１　公益的機能別施業森林の区域および当該区域における森林施業の方法

（１）水源養機能林（水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ア　区域の設定

　ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林および地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源養機能の評価区分が高い森林など水源養機能の発揮を重視すべき森林を別表１により定めるものとする。

イ　施業の方法

　施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図ることとする。次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については別表２により定めるものとする。

　水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢の２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

　　森林の伐採齢の下限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　種 | |
| ス　ギ | ヒノキ |
| 水源養機能林  （特に機能の発揮の必要のある森林） | ５０年 （おおむね８０年） | ５５年  （おおむね９０年） |

（２）山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

　（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ア　区域の設定

　次の（ア）～（ウ）の森林など、土地に関する災害の防止および土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

（ア）山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全機能の維持増進を図る森林）

　土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。山地災害防止機能の維持増進を図るため、下層植生の維持を図り適正な間伐または保育を行い、根系の発達を確保することを主眼として、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小および分散を基本とした森林施業を行うものとする。

（イ）生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林）

　日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響および騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

（ウ）保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図る森林）

　優れた自然景観等を形成する保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林または地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

　なお、森林の構成および配置状況、地域住民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ　施業の方法

　次の①から③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、（ウ）の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、（イ）の複層林施業を推進すべき森林として定める。

　また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、（ア)の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね２倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

　なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は（エ）の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

　それぞれの森林の区域については別表２により定める。

①　傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所または山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破砕帯または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林。

②　都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能および文化機能の発揮が特に求められる森林等

（ア）長伐期施業を推進すべき森林

　長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上の時期とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採する。

　　　　長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　種 | |
| ス　ギ | ヒノキ |
| 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林 | おおむね８０年 | おおむね９０年 |

（イ）複層林施業を推進すべき森林

　複層林の造成にあたっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採木の植栽、または天然更新により実施する。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。なお、天然更新を選択した場合は、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して５年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業または植栽を実施する。

　造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定める。

　また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に択伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持される。

（ウ）択伐による複層林施業を推進すべき森林

　（イ）の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。 ただし、材積伐採率についてはいずれも30％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40％以下）とする。

（エ）特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

　特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定する。

　特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行う。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、または、その状態を維持するため、伐採を促進する。

　天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行う。

　特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特にタケの侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的なタケの除去を行う。

２　木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域および当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

　木材生産機能林

　林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定める。

（２）施業の方法

　木材生産機能林

　木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 森林の区域 | 面積(ha) |
| 水源養機能林（水源養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林） | | 概要図参照 | 24,928.63 |
| 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林） | 概要図参照 | 123.77 |
| 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林） | － | － |
| 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林） | 概要図参照 | 256.53 |
| 木材生産機能林（木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林） | | 概要図参照 | 16,677.55 |

【別表２】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 施業の方法 | | 森林の区域 | | | 面積(ha) |
| 水源養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | | 概要図参照 | | | 22,950.65 |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 大字 | 字 | 地番 | 1,977.98 |
| 牧谷  脇本  牧谷  牧谷  孫谷  瀬戸  大門  板取  二ツ屋  社谷  八飯  荒井  湯尾  宇津尾  大門  大桐  宇津尾  八飯  大門  大桐  古木  小倉谷  八飯  湯尾  八飯  大桐  二ツ屋  山中  瀬戸  大桐  宇津尾  宇津尾  瀬戸  菅谷  河野  具谷  今泉  大良  大谷  赤萩 | 115字筆黒谷  116字寺谷線  119字上足谷  113字高地谷  49字行啓山  110字坂ノ谷  109字西谷山  112字寺山谷  56字東山の五  55字東山の四  54字東山の三  152字立成  58字大平  57字梨ケ谷  85字足谷洞  77字大張谷洞  115字芥羽谷  114字瀬谷口  116字二ノ谷中山  48字尾ケ谷  52字四郎亀  105字外部屋  104字長谷ケ  31字高平  200字障子谷  199字大壁谷  201字灰坂谷  202字吉原谷  66字小柏谷  65字成滝  48字奥口高  101字轟谷  89字東目谷  88字北目谷  109字西目谷  48字奥口高  49字小屋ケ谷  117字小坂ケ谷  93字松ケ端  94字大平谷  98字戸の東谷  99字奥口高  96字真又  65字中ノ佐引  66字大佐引  67字赤松  68字多留美  69字足ケ候  64字ズバリ  97字菖蒲ケ谷  99字小馬場  100字蛇の谷  217字隠畠  219字五次郎谷  218字長者谷  63字脇の谷  64字桜谷  65字下目谷  100字山の神堂  101字轟谷  99字東谷口  106字二ノ谷中山  84字奥花打西側  83字奥清水谷  84字奥花打東側  147字勾当洞  102字小屋の谷口  78字中俣  75字東平  77字真の谷  74字木の子谷  77字真の谷  78字中俣  79字尻無谷  80字三ヶ落  81字西俣  51字荒坂  133字阿曽谷  92字小岩ヶ谷  74字石休場  75字向山  77字土倉谷  78字今度ヶ谷  79字桂ヶ谷  98字ｽﾞﾝﾊﾞｶ谷  66字深山  59字ﾅｶｼﾔ  65字谷口  66字登り尾  67字猿ﾄｦｹ  68字中谷  69字桂谷  70字仏谷  71字若茄谷  72字ﾄﾞｺﾞﾛ谷  73字落合平  41字盲谷  43字板場  43字赤坂  44字岩石谷  109字奥山  117字清水谷  118字深宮谷  119字蛸谷  120字傍示池谷  121字鹿子谷  122字阿寺山  123字西大谷越  45字峠谷  46字野田ヶ谷  47字大滝  62字山鳥 | 4-2､4-4､4-5  6-10､6-11､3-4､4-1～4-4､4-6､4-7､5-4､5-5､5-6､5-7､5-9  5-7～5-10､5-12､5-13  1･2合併ノ3～7  3-136､3-138､～3-145  2-6～2-8､3-1､3-2､3-4､2-2～2-5､3-6､4-7､4-8､5-3､5-5～5-8､6-1､4-2～4-10､5-1～5-3､5-4～5-8､6-1､6-2､6-5～6-13､7-2､7-4､9-5～9-　15  3-7～3-12､4-1～4-5､3-3､3-5  3-3､2-4､2-5  5､7  33､36､1､2-1､2-2､3～5､4､6～11､28､31､32-1､32-2､20､21-1､22-1､22-2､23､24､25-1､26-1､26-2､27､29､30､33､34-1､34-2､35～39､40-1､40-2､41-1､41-2､42､43-1､43-2､44､58､62､63-1  61､62､63-1､63-2､64､65､66､  7-2  11-1､11-2､11-3､  1  8､36､37､11-1､  7-2  8-1､8-2､2  26-2､27､28､29､17-2､  10-5､10-7､  9､10､11-1､13～18､  9､13､14-1､15-1､15-2､16､  11､12､13､16-1､8､9-1､9-2  1-1  8､9-1､9-2､10､5､6､11､12､15､4､5､6  2-1､1-1  2  1-1､3  2-2  3-2､3-5  3､4､6  5､6､3､4  1-27､1-28  1-1～1-4､1-6～1-14､1-22､1-23､1-31､1-32､1-36､1-16～1-25､1-27～1-30､1-33､1-34､1-39～1-46  1-1～1-10､1-9～1-26､  1-28～1-33､  34-2～34-10  9-1､7  33､34-1､34-2､35-1､  1-2､1-6､  9､10､11､16､17  1～4､5-1､6､17-1､17-2､18､15､9-1､10､11-1､13～16､21-1､22-1､23-1､17-1､17-2  2､4､5､10､11､12､13､15､16､8､9､14､16､18  1､5､6､7､8､9､  4､5､8-2､11､14､15､16､17､10､1､2  1､2-1､2-2､2-3､6､9､10､11､12､13､3､4､7-1､7-2､8､  1､2､3-1､3-2､4､5､6-1､6-2､7､8､9-1～9-5､10-1～10-7､10-9､10-10､10-12～10-21  1､2-4､2-5､2-21､2-24､2-25､2-26  2-16～2-19  2-10～2-12､  1-2～1-11､1-22､1-25～1-30､1-33～1-39､1-40､1-41､1-13､1-14､1-22､1-24､1-25､  10、11、12､  9-1～9-4､10-1､10-2､  10  1-20～1-23  7-2､11  1-1  4､5-1､  11  2-1､3､4､7  16-1､16-2､17-1､17-2､17-3､18-1､  2-1､1-3～1-6､5  1-4  1-3､1-4､  1-43､1-45､1-46､  1-29  1-19､10-15､10-17  11-2､5､9  1､5､14～19､6､7､10～16  1､2､3､5-1､5-2､6､7-1､7-2､10､11-2  11､15､16､17､22､23､19､20､2528-2､29､30､13-1､14-1､14-2  1-10～1-14､1-19､1-20､1-25  2-7～2-16､2-21～2-32､2-35～2-50､  11-1～11-3､11-5～11-7､  4-4～4-9､4-15､4-16､4-18､4-34～4-54､4-56～4-58､4-60～4-69  14-3  4-34,4-35  4-36,  4-43～4-54  2-54,2-56,  2-58,  2-60～2-67,  2-72～2-78,  2-81,2-96,  2-93,2-94,  2-97,2-98,  2-100,2-101,  2-102～2-124  8-1～8-13,  8-26,8-27,  8-32,  8-34～8-40,  8-43～8-46,  8-47～8-85,  10-1～10-13,  10-20～10-26  10-28～10-32  10-33～10-60  10-61,  10-66～10-69  8-1,8-3,  8-5,8-6,  8-16～8-35,  8-36～8-42,  8-45～8-59,  8-60,  8-61～8-63,  8-65,8-66,  8-67～8-69,  8-72～8-75,  8-79～8-84,  8-86,8-87,  8,9～13,  14-1,19,20,  36,37,  39～42,  50-1,50-2,  59,60～64  10,11,18,  19,20,  4,  3-1,6,9  1  13,14～16  1,2,4,7,8,10,  13-1,  1,9,  3-1,3-3,  3-4～3-13  3-16～3-19,  3-22,3-25,  3-26～3-38,  3-39～3-50,  3-51～3-67,  3-68～3-82,  3-83～3-90,  3-91,3-93,  3-94,3-96,  3-98,3-100,  3-101,  7,8～10,  11-1,11-2,  12-1,13-1,  14～17,19  1,2,3,5,  6,8,9  1～29,  1～4,5-1,  6～17,  13,14,  16～26,  2～7,8-1,  8-2,9,10-1,  10-2,11～15,  16-1,16-2,  17,  4-1,4-2,  5-1,5-2,  6,7-1,7-2,  8-1,8-2,  9-1,9-2,  10-1,10-2  11-1,11-2  12-1,12-2,  13-1,13-2,  14,  1-1,1-2,  2-1,2-2,  3,4-1,4-2,  5-1,5-2,  6,7,  1-1,1-3,  2-1,2-2,  3-1,3-2,  4-1,4-2,  1-1,1-2,  2-1,2-2,  3-1,3-2,  4-1,4-2,  1-1,1-2,  2-1,2-2,  3  1-1,  1-2～1-30,  1-31,1-33,  1-36～1-38  1-1,1-3,  1-4,  1,2,4,7,8,  7-1,8-1  11～15,16-1  17-18-1,19-1  2,3,4,5-1,  7-1,7-2,  38,39,  1-1,1-2,  1,  1,  1-36～1-40,  1-42～1-44,  1-45,1-46,  1-49,  1-50～1-56,  1-58～1-64,  1-66～1-82、  1-138,  1-1  1-1,1-3,  1-4,1-7,  1-8,6-1,  7-2  1-1～1-4  1-57,1-58,  1-64～1-70,  1-76～1-78  1-26,1-28,  1-33,1-34,  1-36～1-38,  1-48～1-70  1-72,1-108  1-2,  1-8～1-16,  1-21～1-27,  1-30～1-35,  1-37,  1-40～1-46,  1-48～1-57,  1-59～1-62,  1-64,1-65,  1-68,  1-70～1-72,  1-74,1-76,  1-78～1-80  2～8, |
| 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林 | | 概要図参照 | | | 380.3 |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林　（択伐によるものを除く） | ― | | | ― |
| 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | ― | | | ― |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | ― | | | ― |

（３）　その他必要な事項

　特になし

**第５　委託を受けて行う森林の施業または経営の実施の促進に関する事項**

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

　本町では、不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいることから、森林組合等による施業または経営の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保および森林の経営規模の拡大に努める。

２　森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

　森林の施業または経営の受委託等により規模の拡大を図り、計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、基本的に集落を単位として組織化を図るものとする。特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進める。

３　森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

　森林の施業または経営の受託等を実施し、間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

（１）森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林および当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

５　その他必要な事項

　特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

　本町の森林所有者の多くは５ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで森林施業の推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林施業の共同実施または施業委託を図っていくこととする。

　特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合への施業委託の推進を通じて、資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

　施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、下表に掲げる森林施業共同化重点実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、高密度作業網の早急かつ計画的な整備、造林、保育および間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

　また、森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会等を利用し、不在村森林所有者については、森林管理の重要性の認識を深めるとともに、林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

（林施業共同化重点実施地区）　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位（ha）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地　区 | 地区の所在 | 区域面積 | 対図番号 |
| 桝　　谷 | 宇津尾 | １８９ | 18 |
| 広　　野 | 広野 | ５７ | 19 |
| 湯　　尾 | 湯尾 | ６８ | 6 |
| 今　　庄 | 今庄 | ２０ | 16 |
| 堺 | 今庄・合波・大門 | １９４ | 17 |
| 宅　　良 | 杉谷・杣木俣・久喜・長沢・古木・小倉谷・瀬戸 | ７７３ | 12.13.14.15 |
| 金　　粕 | 金粕 | ５４ | 10 |
| 中小屋・阿久和 | 中小屋・阿久和 | ６５ | 11 |
| 奥 野 々 | 奥野々・鯖波 | ３２５ | 7 |
| 脇　　本 | 清水・脇本・東谷 | １１３ | 8 |
| 大　　道 | 東大道・西大道 | ５１ | 9 |
| 河　　野 | 今泉・河野 | ３１１ | 1 |
| 赤　　萩 | 赤萩 | １４０ | 2 |
| 大　　良 | 大良 | ８０ | 3 |
| 河　　内 | 河内・大谷 | ８８ | 4 |
| 菅　　谷 | 菅谷・具谷 | ２４０ | 5 |
| 合　　計 |  | ２，７６８ |  |

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

　森林所有者等が共同で森林施業計画を作成する場合には、次に掲げる事項に十分留意し適切に行うものとする。

（１）森林施業計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同でまたは意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。

（２）作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること

（３）共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

（４）共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

４　その他必要な事項

　特になし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムに関する事項

　林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方は次表に示すとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 作業システム |  | |
| 路網密度（ｍ/ha） | 基幹路網  （林道・林業専用道） |
| 緩傾斜地  （０°～１５°） | 車両系  作業システム | １１０ｍ以上 | ３０～４０ｍ |
| 中傾斜地  （１５°～３０°） | 車両系  作業システム | ８５ｍ以上 | ２３～３４ｍ |
| 架線系  作業システム | ２５ｍ以上 |
| 急傾斜地  （３０°～３５°） | 車両系  作業システム | ６０<５０>ｍ以上 | １６～２６ｍ |
| 架線系  作業システム | ２０<１５>ｍ以上 |
| 急峻地  （３５°～　） | 架線系  作業システム | ５ｍ以上 | ５～１５ｍ |

　　　注：「急傾斜地」の<　　>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林への誘導する森林における路網密度である。

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定する。

３ 作業路網の整備に関する事項

（１）基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

　作業道等の整備は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる施設である。

　さらに、本町のように森林所有者形態が小規模である場合、きめ細やかな森林施業を実施するためにも作業道等の整備は重要であり、既設の林道、作業道等との調整を図りながら、その効果が十分に達せられるよう、施業実施協定の締結を促進しつつ、重点的に整備を行うべき地区を含め、その整備を積極的に推進することとする。

　路線の選定に当たっては、渓流沿い洪水位置を考慮した線形を選定するとともに、渓流等の横断箇所における土砂や立木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

　また自然環境への配慮として、現地地形に即した線形を採用し切取法面の縮小に努め、間伐材等の利用促進のため木製構造物を積極的に取り入れるなど、環境に配慮した工法を採用していく。

イ　基幹路網の整備計画

　国庫補助事業およびふるさと林道緊急整備事業を活用した林道開設の推進と併せ、間伐、保育等集約的な施業を確保するため、作業道等の開設と改良を推進し、効率的な路網の整備に努める。

　なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する旨を記載する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開設/  拡張 | 種類 | 区分 | 位置 | 路線名 | 延長  （ｍ） | 利用区域面積  (ha) | 前半５年の計画箇所 | 対図番号 | 備考 |
| 開設 | 自動車道 |  | 南越前町 | 越前南部線 | 664m | 1,444 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 今庄・池田線 | 496m  －m | 497  － | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (南条町) | 奥野々寺谷線 | 400m | 170 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (南条町) | 金粕奥山線 | 200m | 86 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 大畑線 | 300m | 60 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 大道谷線 | 300m | 75 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 中小屋線 | 300m | 217 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (今庄町) | 広野～桝谷線 | 3,450m | 344 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 宅良～堺線 | 300m | 786 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 合波～二ツ屋線 | 300m | 195 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 荒谷線 | 300m | 114 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 小鶴目線 | 300m | 74 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 瀬戸線 | 300m | 114 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 久喜大谷線 | 300m | 148 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 大門寺谷線 | 300m | 175 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 菅谷～湯尾線 | 300m | 198 |  |  |  |
| 〃 | 林業専用道 |  | 〃 | 菅谷～大谷線 | 2,040m | 145 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (河野村) | 奥山線 | 300m | 220 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 菅谷線 | 300m | 176 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 河野線 | 1,500m | 67 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 小豆谷線 | 1,000m | 48 |  |  |  |
| 改良 | 〃 |  | (今庄町) | 栃ノ木～山中線 | 10,000m | 519 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 塚線 | 9,600m | 180 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 菅谷～湯尾線 | 2,500m | 198 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 小倉谷線 | 3,000m | 710 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 目舞谷線 | 2,940m | 344 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 大門線 | 650m | 76 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (南条町) | 北谷線 | 2,000m | 80 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 中小屋寺谷線 | 300m | 103 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 法建線 | 400m | 39 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 清水線 | 400m | 91 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (河野村) | 越前西部１号線 | 200m | 653 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 今泉線 | 200m | 128 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 山王線 | 200m | 126 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 荒倉谷線 | 200m | 71 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 赤萩谷線 | 200m | 75 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 阿寺山線 | 200m | 185 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 野田谷線 | 1000m | 48 | ○ |  |  |
| 舗装 | 〃 |  | (今庄町) | 越前南部線 | 7,300m | 1,444 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 今庄・池田線 | 2,600m | 497 | ○ |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 菅谷～湯尾線 | 5,000m | 198 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | (河野村) | 赤萩谷線 | 2,300m | 75 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 阿寺山線 | 500m | 185 |  |  |  |
| 〃 | 〃 |  | 〃 | 具谷線 | 1892m | 50 |  |  |  |

４　その他必要な事項

　特になし

**第８　その他必要な事項**

１　林業に従事する者の養成および確保に関する事項

　本町の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く林業のみで生計を維持することは困難である。さらに採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

　このような状況のもと森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業等との複合経営による経営の健全化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減を図ることとする。また、森林組合については、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の効率化に努めるとともに作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分に発揮できるよう各種事業の受委託の拡大および労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（１）　林業機械化の促進方向

　本町の森林の人工林は、4～12齢級の間伐の実施が必要な時期となってきている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。

　しかし、林家の経営は零細で、かつ林道等の基盤整備が十分でないことから機械化の遅れは顕著である。

　林業就労者の減少および高齢化の傾向の中にあって、森林施業の合理化を図るためには、林業機械化は必要不可欠であることから、ICT技術による生産拡大と効率化、労働強度の軽減および生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図るものとする。

（２）　高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施業の種類 | | 現状（参考） | 将来 |
| 伐倒 |  | チェーンソー | チェーンソー |
| 造材 |  | チェーンソー | プロセッサ |
| 集材 |  | 林内作業車、小型集材機 | タワーヤーダ |
| 造林 | 地拵え | チェーンソー | チェーンソー |
| 保育等 | 下刈り | 刈払機 | 刈払機 |

（３）　林業機械化の促進方策

　林業機械化の促進方策は

ア　森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入

イ　間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入

ウ　高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保および生産コストの低減を推進することとする。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

　本町における素材の流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、間伐を中心に伐採の計画的実行によりロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努めることとする。

　また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することとする。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

**第１　鳥獣害の防止に関する事項**

**１ 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法**

　　野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（１）および（２）のとおり定める。

（１）区域の設定

　　「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林および被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を定める。

別表３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積(ha) |
| ニ  ホ  ン  ジ  カ | 1～81,87～156,161～254,257～262,265～267,  274～279,289～291,299,  300,302,303,313～321,  328～331,338～342,344～365,370,371,375,376,383～453,456,457,459～480 | 21,246 |

　（２）鳥獣害の防止の方法

　　　鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や森林の被害状況に応じ単独でまたは組み合わせて実施することとする。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア　植栽木の保護措置

　　防護柵の設置または維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ　捕獲

　　わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

２ その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採および伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査または現地調査等により確認する。（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。）

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第２　森林病害虫の駆除および予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除および予防の方針および方法~~等~~

（１）森林病害虫等の駆除および予防の方針および方法

森林病害虫被害の防止については、被害の実態を適確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

ア　松くい虫被害対策

　森林病害虫等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

＜対策対象松林と防除手法＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 松林区分 | 防除手法 | 備考 |
| 保全松林 | 高度公益機能森　　　　林 | 特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し､重点的に防除する。 | アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。 |
| 地区保全森林 | 高度公益機能森林に準じて防除を実施する。 |
| 周  辺  松林 | 被害拡大防止  森　　　　林 | 高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除等の実施および感染源の除去による樹種転換を促進する。 |
| 地区被害拡大  防 止 森 林 | 地区保全森林への被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に準じて防除を実施する。 |

イ　ナラ枯れ被対対策

　森林病害虫等防除法に基づき、自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

（２）　その他

　森林病害虫による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に向け、森林所有者へ森林病害虫に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、適確な被害状況の把握に努め、森林病害虫防除の円滑な実行を確保する。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

　第１の１（１）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、県の定める特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整を進めるとともに、ネット柵などによる林地への侵入防止、テープ巻きやネット巻き等による剥皮防止など予防策を講じていくこととする。奥山地帯の一部には、下層植生の衰退が著しい激害地も見られ、そのような場所では雨裂が発生しており、表層土壌の流出や山地災害の誘因となることが懸念されている。鳥獣による森林被害の実態把握に努め、農業分野とも連携しながら総合的な被害対策に努めることとする。

３　林野火災の予防方法

　林野火災を防止するため、防火線の設置や初期防火用水の確保を適宜実施するとともに、林野に火入れを行う際には、南越前町火入れに関する条例に基づき、許可を受けるとともに、防火帯の確保等林野火災の発生を防がなければならない。

　また、たばこのポイ捨てを撲滅するため灰皿を携帯する等の啓発や、町政広報を通じ林野火災の防止の広報を行い、林野火災の未然防止に努める。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

　該当なし

５　その他必要な事項

　森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

　森林所有者が森林の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じるものとし、必要な場合には行政と連絡を密にし、対応するものとする。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

　保健機能森林の区域

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 森林の所在 | | 森林の林種別面積（ha） | | | | | | 備考 |
| 位置 | 林小班 | 合計 | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | 竹林 | その他 |
| 別紙  図面 | 南-34  今-65  河-408 | 139.48  61.02  56.03 | 77.12  31.04  27.31 | 61.02  29.98  28.43 | 0.00  0.00  0.00 | 0.00  0.00  0.00 | 1.34  0.00  0.29 |  |
| 合計 | | 256.53 | 135.47 | 119.43 | 0.00 | 0.00 | 1.63 |  |

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

　自然環境の保全等に配慮しつつ多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持しまたは、その状態に誘導等することを旨として、択伐または標準伐期齢の2倍以上である長伐期施業を行っていかなればならない。

|  |  |
| --- | --- |
| 施業の区分 | 施業の方法 |
| 伐　　採 | 択伐または長伐期施業を原則とする。 |
| 造　　林 | 伐採後は、速やかに、植栽または更新作業を行うこととし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年を越えないものとする。 |
| 植　　栽 | 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 |
| 保　　育 | 景観の向上に資するよう必要に応じてササの刈り払いを行うものとする。 |

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（１）森林保健施設の整備

　保健機能森林の区域内の森林においては、適正な施設の整備を推進するものとする。

（２）立木の期待平均樹高

　　１５ｍ

４　その他必要な事項

　保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。（路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域とする。）

旧南条町

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積(ha) |
| 南条１ | 6：上平吹 | 1 | 41.09 |
| 7：嶋 | 2　3 | 116.18 |
| 8：鋳物師 | 4　5 | 143.05 |
| 9：牧谷 | 6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19 | 849.89 |
| 合計 | |  | 1,150.18 |
| 南条２ | 10：上野 | 20　23 | 129.28 |
| 11：堂宮 | 21 | 27.18 |
| 12：金粕 | 22　24　25 | 220.04 |
| 16：阿久和 | 26　28　31　34　35　36 | 448.95 |
| 17：中小屋 | 27　29　30　32　33 | 272.61 |
| 合計 | |  | 1,098.06 |
| 南条３ | 13：鯖波 | 52 | 40.87 |
| 14：奥野々 | 38　39　40　41　42　43　44　45　46　47　48　49　50 | 733.01 |
| 15：上別所 | 37　51 | 108.80 |
| 1：東大道 | 54　55 | 74.77 |
| 2：西大道 | 53　56 | 54.08 |
| 3：東谷 | 57　58 | 128.64 |
| 4：脇本 | 59　60 | 135.22 |
| 5：清水 | 61　62 | 163.57 |
| 合計 | |  | 1,476.98 |
| 旧南条合計 | |  | 3,725.22 |

旧今庄町

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積(ha) |
| 湯尾 | 1：湯尾 | 156　157　158　159　160　161　375　376　377　378　379 380　381  382　383　384　385 | 967.68 |
| 2：八乙女 | 63　64 | 112.28 |
| 3：燧 | 154　155 | 98.52 |
| 4：社谷 | 65　66　151　152　153 | 276.78 |
| 合計 | |  | 1,455.26 |
| 宅良１ | 5：久喜 | 148　149　150 | 166.27 |
| 6：長沢 | 67　68　147 | 137.24 |
| 7：馬上免 | 143　144　145　146 | 176.43 |
| 8：古木 | 69　70　127　128　129　130　131　132　133　134　135　136　137　138　139　140　141　142 | 856.08 |
| 合計 | |  | 1,336.02 |
| 宅良２ | 9：上温谷 | 71　72　73 | 187.17 |
| 10：小倉谷 | 74　110　111　112　113　114　115　116　117　118　119　120　121　122　123　124　125　126　202 | 866.88 |
| 合計 | |  | 1,054.05 |
| 宅良３ | 11：瀬戸 | 88　89　90　91　92　93　94　95　96　97　98　99　100　101　102　103　104　105　106　107　108　109 | 1,196.69 |
| 12：杉谷 | 75　76　77　78　79　80　81　82 | 408.55 |
| 16：杣木俣 | 83　84　85　86　87 | 298.90 |
| 合計 | |  | 1,904.14 |
| 今庄 | 13：今庄 | 162　163　164　165　166　167　168　169　170　371　372　373　374 | 920.92 |
| 合計 | |  | 920.92 |
| 鹿蒜１ | 14：南今庄 | 331　332　333　369　370 | 209.06 |
| 15：新道 | 334　335　343　344　345　346　347　348　366　367　368 | 660.07 |
| 18：二ツ屋 | 336　337　338　339　340　341　342 | 399.59 |
| 合計 | |  | 1,268.72 |
| 鹿蒜２ | 17：大桐 | 349　350　351　352　353　354　355　356　361　362　363　364　365 | 868.79 |
| 19：山中 | 357　358　359　360 | 299.69 |
| 合計 | |  | 1,168.48 |
| 堺１ | 20：合波 | 171　172　330 | 162.00 |
| 21：大門 | 173　174　175　176　177　178　328　329 | 344.01 |
| 合計 | |  | 506.01 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積(ha) |
| 堺２ | 22：孫谷 | 303　304　305　323　324　325　326　327 | 310.39 |
| 23：板取 | 306　307　308　309　310　311　312　313　314　315　316　317　318　319　320　321　322 | 743.77 |
| 合計 | |  | 1,054.16 |
| 堺３ | 24：荒井 | 179　300　301　302 | 224.28 |
| 25：八飯 | 180　181　286　287　288　289　290　291　292　293　294　295　296　297　298　299 | 893.66 |
| 合計 | |  | 1,117.94 |
| 堺東１ | 26：宇津尾① | 182　183　184　185　186　187　188　189　190　191　192　193　194　195　196　197　198　199　200 | 835.15 |
| 26：宇津尾② | 201　203　204　205　206　207　208　209　210　211　212　213　214 | 584.26 |
| 合計 | |  | 1,419.41 |
| 堺東２ | 26：宇津尾③ | 271　272　273　274　275　276　277　278　279　280　281　282　283　284　285 | 935.9 |
| 合計 | |  | 935.9 |
| 堺東３ | 27：橋立 | 215　216　217　251　252　253　254　255　256　257　258　259　260261　262　263　264　265　266　267　268　269　270 | 1,089.00 |
| 合計 | |  | 1,089.00 |
| 堺東４ | 28：広野 | 218　219　220　221　222　223　224　225　226　227　228　229　230　231　232　233　234　235　236　237　238　239　240　241　242　243　244　245　246　247　248　249　250 | 1,310.05 |
| 合計 | |  | 1,310.05 |
| 旧今庄合計 | |  | 16,540.06 |

旧河野村

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域名 | 大字 | 林班 | 面積(ha) |
| 糠甲 | 3：糠 | 386　387　388　389　390　391　392　393　394　395　396　397　398 | 478.14 |
| 5：甲楽城 | 399　400　401　402 | 203.94 |
| 合計 | |  | 682.08 |
| 河今 | 6：今泉 | 403　404　405　406　407　408　409 | 307.97 |
| 7：河野 | 410　411　412　413　414　415　416　417 | 557.43 |
| 合計 | |  | 854.40 |
| 桜橋１ | 8：赤萩 | 424　425　426　427　428　429　430　431　432　433　434 | 459.33 |
| 9：具谷 | 435　436　437　438　439　440　441　442　443　444　445　446 | 607.25 |
| 合計 | |  | 1,066.58 |
| 桜橋２ | 10：河内 | 447　448 | 59.36 |
| 12：大良 | 418　419　420　421　422　423 | 249.24 |
| 合計 | |  | 308.60 |
| 桜橋３ | 11：菅谷 | 469　470　471　472　473　474　475　476　477　478　479　480 | 630.70 |
| 13：大谷 | 449　450　451　452　453　454　455　456　457　458　459　460　461　462　463　464　465　466　467　468 | 1,109.99 |
| 合計 | |  | 1,740.69 |
| 旧河野合計 | |  | 4,663.35 |
| 管内総合計 | |  | 24,928.63 |

（２）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第5の3の森林の施業または経営の受託等を実施する上で留意すべき事項およびⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除または予防その他森林の保護に関する事項

２　生活環境の整備に関する事項

　該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

　　該当なし

４　森林の総合利用の推進に関する事項

　該当なし

**５　住民参加による森林の整備に関する事項**

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

　町内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、集落センター等で行なわれるまちづくり参加型プログラムの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

（２）上下流連携による取組みに関する事項

　下流の住民団体などへの分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらう様に積極的に働きかけることとする。

　また、他の都市住民を中心に、森林づくりへの直接参加しようとする気運が近年高まっているため、森林所有者等に対する説明を十分に行ったうえで、森林づくりに直接参加することができる地区として各種団体等に対する斡旋活動に積極的に取組むこととする。

（３）その他

　該当なし

６　針広混交林化に関する事項

（１）針広混交林化に関する基本的事項

　ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

（２）針広混交林化の方法

　針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

　なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

　また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

ア　事前予測

　伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

イ　更新補助作業

　必要に応じ造林技術基準で定める地表掻き起こしを行うこと。

ウ　更新完了基準

　伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

７　その他必要な事項

（１）保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

　保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って、施業を実施することとする。

（２）森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

　森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

（３）町行造林の整備

　本町の町有地は、森林経営計画に基づき間伐等を実施していく。

（４）森林の土地売買の監視に関する事項

ア　森林売買の監視に係る基本的事項

　適切な管理を行わない者が森林を所有した場合、無断伐採や産業廃棄物の不法投棄、地下水等の過剰取水等の諸問題が発生する恐れがある。

　このため、特に生活用水等を供給するダム上流等重要な水源地については、森林の巡視を強化することに加え、森林売買に係る情報を注視するなど監視の強化に努めるものとする。

イ　監視の強化を図るべき区域

○生活用水を供給するダム上流等重要な水源地

　　　・桝谷ダム

　　　・広野ダム